

答申第 128 号

平成 21 年 1 月 16 日

神戸市長

矢田立郎様

神戸市情報公開審査会

会長 佐伯彰洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成 20 年 2 月 7 日付神行財管第 725 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

神戸市立御影工業高校跡地土地利用事業者募集に係る当選者以外の応募図書のうち、

(1) 企画提案書の非公開決定

(2) 譲受申出価格調書の部分公開決定

に対する異議申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

神戸市立御影工業高校跡地土地利用事業者募集に係る当選者以外の応募図書のうち、

- (1) 次点者以外の落選者の企画提案書を非公開とした決定は妥当である。
- (2) 次点者の企画提案書中、商業施設等の事業参加を予定した「法人名」、「事業参画申込書」、「合意書」及び「収支計画書」を非公開とした決定は妥当であるが、その余の部分については、公開すべきである。
- (3) 譲受申出価格調書に記載された次点者以外の落選者の「所在地・応募企業名・代表者名・印影」を非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「御影工業高校跡地売却コンペに関し2位以下の5者が応募に際し審査用に提出した一切の書類」

- (2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、神戸市立御影工業高校跡地土地利用事業者募集に係る当選者以外の応募図書のうち、

「神戸市立御影工業高校跡地土地利用事業者募集企画提案書」(以下「企画提案書」という。)

「譲受申出価格調書」(以下「価格調書」という。)

を特定し、企画提案書を非公開、価格調書に記載された次点者以外の落選者の「所在地・応募企業名・代表者名・印影」を非公開とする部分公開決定を行った。

- (3) これに対し、申立人は、部分公開決定を取り消し、非公開とされた情報の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成20年1月28日付の異議申立書、平成20年4月10日付の意見書及び平成20年8月8日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 平成19年12月19日神行財管第651-1号の非公開決定を取り消し、本件申請にかかる情報を公開せよ。先に、公開請求したものは「御影工業高校跡地売却コンペに関し、2位以下の5者が応募に際し審査用に提出した一切の書類」であるが、神戸市は、

企画提案書については非公開、理由は条例第 10 条第 2 号アに該当、企業の事業上のノウハウ及び内部管理に属する事項であり、公にすることにより公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、価格調書については部分公開、次点者以外の企業名については非公開とする。理由は条例第 10 条第 2 号アに該当、既に公表されている応募企業の順位が特定され、法人の社会的評価、名誉が損なわれると認められるため、というものであった。

しかし、これは原則公開の条例の解釈を明らかに誤り、違法であるので取り消しを求める。その理由を以下詳述する。

ここで根拠とされる条例第 10 条第 2 号アは、

「(2) 法人その他の団体（国並びに地方公共団体及び市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの（人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。）

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」

という規定である。

したがって、本件請求に係る文書を公開することで、コンペ参加企業の「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる」かどうか論点となるが、実施機関は、コンペの企画提案書は、「企業の事業上のノウハウ及び内部管理に属する事項」であることを、譲受申出価格は、「応募企業の順位が特定され、法人の社会的評価、名誉が損なわれると認められる」ということを理由にこれに該当するとするものである。

しかし、第一に企画提案書がなぜ事業上のノウハウと内部管理に属する事項に当たるのか、理由は示されていない。該当条項の外、若干の理由はついているが、それでも企画提案書がなぜ事業上のノウハウと内部管理に属する事項に当たるのか、理由は示されていない。公開されている当選者の企画提案書を見ても、他社にはできない特殊なノウハウというほどのものではないから、これだけでは理由として納得できるものではない。そもそも理由としては、「不服の事由に対応して、その結論に至った過程を明らかにすべきである」(最判 1962 = 昭和 37・12・26 民集 16 卷 12 号 2557 頁)から、なぜ、事業上のノウハウと内部管理に属する事項であるのかを説明しなければ、理由とはならないのである。

国の行政機関情報公開法でも同様の規定がある。すなわち、「イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開である。また、他の地方公共団体の規定もほぼ同様の文言を用

いている。そこで、この条文がいかに解釈されるのか、判例から次のことが言える。

当該法人の競争上の地位や正当な利益が害されることが客観的に明らかでなければならぬ。ノウハウとして、独自の工夫が必要である。単なる抽象的、確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。競争相手が活用できるような情報でなければならぬ。

- (2) さて、本件の企画提案書は、当選者のものを見る限り、その手法などは各種の実績から業界において公知の事実であるうえ、それぞれ独自の工夫をしているとしても、本件限りであり、特定の与件においてのアイデアであるから、それがそのまま他所へ持って行って当てはまるというようなものではないし、本件と同じような企画はまずないものであるから、他社が真似ることによって、今後の他の事業において活用できるような独自のものとも思えない。これが公開されたら、営業上の利益を失い、当該法人の競争上の地位や正当な利益が害されることが、多少は危惧されようが、それは観念的・抽象的であり、客観的に明らかであるとは到底いえない。著作権のある図面は少なくないが、それを公開しても盗まれるようなものとも思えず、万一盗まれれば、著作権法違反として処罰し、損害賠償を請求すべきもので、その公開自体で損害が発生するというものではない。

また、応募企業の順位が明らかになっても、たまたま特定のプロジェクトの事業提案に対してなされた評価によるものであるから、コンペに参加した法人の社会的評価、名誉が一般的に損なわれるとは考えられない。

公開を求めている企画提案書は、実施機関が述べるように、「各応募者がそれぞれ独自の創意工夫により考案したもので」あることは認められる。そのような工夫がなければ競争に勝ち抜いて、コンペで当選することは不可能であるからである。

しかし、そのことから、結論として、「知的財産としての価値が非常に高く、本来第三者に開示されることが予定されている性格のものではない」となぜ言えるのか、その理由は、冒頭の文書だけでは、皆目明らかではない。

そこで、実施機関の主張する理由をさらに見ると、「本件文書には、・・・各応募者が多大なコストと手間をかけて、各社の開発事業に関する経験を踏まえ、持てる知恵を結集して制作した独創的なプランが記されている。」という。各応募者が、多大なコストと手間をかけたことは認められよう。それがそれなりに独創的なプランであることも認められよう。

実施機関は、さらに「これらのプランは、御影工業高校跡地という場所について実施したコンペでは高い評価を得られなかったとしても、他の場所では実現可能性が十分にありうるものであり、公開されてしまうと、競合する事業者により模倣されたり、

対抗策を講じられて計画の利点が失われるといった不利益が生ずる恐れがある。」と述べる。

しかし、この理由はあまりに抽象的であり、なんら具体的な論拠を説明していない。

さらに、念のために検討すると、落選した業者が、同じようなプランを他の場所で実現する可能性はどんな場合に存在するのであろうか。本件プランは御影の工業高校跡地の利用という、完全に特定の条件の下で作成されたものであり、汎用性はない。他の場所で類似の条件が存在することはまずありえない。公開されたら、競合する業者が模倣したり、対抗策を講ずるような計画はどれなのであろうか。また、そのような機会は一体どんな場合に存在するのであろうか。これまでそのようなことはどこでどのような事案で存在したのであろうか。

仮に、今回神戸市に提出した企画提案書が他の業者によって他の機会に流用される可能性があっても、それはきわめて希有のことである上、状況が異なる以上は、大幅に変更しなければならないはずである。普通に考えれば、今回提出した企画提案書は、今回の落選で利用可能性を失ったのである。

このような抽象的・観念的な理由で、非公開とすることができるのであれば、原則公開の情報公開制度は瓦解する。非公開事由が具体的でなければならないことは、判例でも強く要求されていることである。さらに、情報公開訴訟においては、裁判所は当該文書を見ることできない（インカメラは認められていない）ので、推認するしかないが、非公開事由（～の「おそれ」があるもの）に該当するかどうかについて「判断を可能とする程度に具体的な事実を主張・立証する責任」は実施機関が負うとするのが判例（最判 1994 = 平成 6・2・8 民集 48 巻 2 号 255 頁、判タ 841 号 91 頁、判時 1488 号 3 頁）である。情報公開制度では、原則公開であるから、非公開事由の立証責任が被告にあるのは、実体法の構造上当然である。実施機関の主張はこのような判例と条例のシステムを無視するものである。

したがって、この企画提案書が公開されても、応募者の公正な競争上の利益が損なわれる具体的な蓋然性は存在しない。

- (3) 実施機関は、「神戸市においては従来から、コンペにおいて落選した提案は公開しない取扱いとしてきたところである。応募した事業者は、落選した場合には応募内容が開示されないという神戸市の対応を信頼して応募してきており、その信頼は保護されるべきである。」と述べている。

しかし、そもそも「落選した場合には応募内容が開示されないという神戸市の対応を信頼して応募してきており」という証拠がどこにあるのであろうか。落選した場合、なぜ落選したのかを知りたいため、むしろ、自分の提案が公になっても良いから、他

の落選した事業者の提案を含めて、公開されてもかまわないという事業者もあるのではないか。前記のように、どうせ他の機会に利用することがほとんど不可能な、この事業に特化した企画であるから、事業者にとっては、それを公開することによる不利益はほとんどないのである。

また、実施機関が「コンペにおいて落選した提案は公開しない取扱いとしてきた」というだけで非公開にできるのでは、行政機関の内部の定めだけで非公開にできることになる。まさにそれでは、行政機関が恣意的に非公開にできるので、そのようなことをしてはならないというのが情報公開制度を作った理由である。神戸市長は、情報公開制度を作った立場でありながら、その制度をまったく理解していないのである。

この提案を非公開にしたければ、本来は、非公開約束で提案させる方法があり得たのである。その場合には、「実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(10条2号イ)に該当しなければならない。単に非公開の約束をしたというだけでなく、「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当しなければならない。これに該当するかどうかは、議論となる(本来一過性の提案であり、市民がコンペの妥当性を検証する必要があることから、このような約束に合理性は認められないというべきである)が、とにかくこのような方法がある。

ところが、本件では、募集要項を見ても「公開しないことを条件として任意に提供された情報・・・」に類する文言はなく、募集要項の一部を構成するとする質問回答集にも公開非公開の質問はなく、したがって、回答もない。非公開と思っていたとしても、せいぜいは暗黙の了解という程度である。そこで、実施機関は、非公開の合意という方法をとらなかったのであるから、それをとったと同じ効果を生ずるような主張をすることは許されない。

また、コンペ参加企業は、条例上の非公開の約束をしていなかったことになるから、非公開の約束をした場合と同じ効果を生ずるような主張をすることは許されず、情報公開制度により、その提案が開示されることを受忍すべき地位にあるのである。

(4) 著作権の問題も想定されるが、しかし、コンペの応募者は「神戸市立御影工業高校跡地土地利用事業者募集要項」に沿って応募してきている。そして、次の記載がある。

「提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、市が必要と認めるときは、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」

この但書がある以上、応募者は理由が何であれ市が必要と認めたときには、公開を

含めこれが無償で使用されることを了解の上応募してきていると解される。無闇矢鱈と公開することは応募者の信頼を損なうことになるかもしれないが、特別の理由があって公開することについては、上記但書でもあるのであるから、応募者の納得も得られるはずである。

また、応募者には著作権があるので、それを公開しても、他の業者がそれを利用できるわけではない。それは著作権侵害になるからである。著作権が侵害されることを心配して非公開にするということとはありえない。一般に著作権があるものは堂々と公開されているのである。

テナント予定企業名の公開は申立人も求めないので、この点に関する反論には理由がない。

本件申立てを棄却・却下されるのであれば、これについても十分な理由を付けられたい。また、実施機関が主張する以外の理由なり事実により非公開とされるのであれば（本来そのようなことがあってはならないが、仮にありとすれば）、あるいは、コンペ参加企業から、新たな非公開の主張が提出されるのであれば、申立人に反論の機会を与えるべく、決定前に申立人に釈明の上、意見を求められたい。

(5) 以上によれば、実施機関が非公開理由説明書において主張する公開による不利益は、単なる抽象的、観念的なおそれに過ぎず、本件企画提案書は、条例第 10 条第 2 号アにはおよそ該当しない。本件の非公開はおよそ理由がなく、違法であるから、即刻開示すべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 20 年 3 月 12 日付の非公開理由説明書、平成 20 年 5 月 19 日及び 10 月 28 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 神戸市立御影工業高校跡地土地利用事業者募集企画提案書は、以下の内容からなる。

提案趣意書、土地利用ゾーニング図、建築・外構計画図、動線計画図、広場整備計画図（敷地南東部）、青少年の健全育成のためのコミュニケーションスペースの整備計画図、等時間日影図（冬至）、完成予想図、施工計画（工程表）、事業実施の仕組み、運営体制、スケジュール、収支計画書、会社概要

これらは、各応募者がそれぞれ独自の創意工夫により考案したもので、御影工業高校跡地の買受事業者を決定するための審査用に提出されたのであって、知的財産としての価値が非常に高く、本来第三者に開示されることが予定されている性格のものではない。また、企画提案書は著作物であり、その著作権は応募者に帰属することを、土

土地利用事業者募集要項に明記している。

なお、当選提案については一定の範囲で公開を行ったが、これは、当選提案は実際に現地において提案に基づいた土地利用が行われるべきものであり、提案の内容自体を秘する必要がないためである。

しかし、落選提案についてはそのような事情はなく、応募者の正当な利益の保護を図る必要がある。具体的には、企画提案書には、計画する商業施設の業態・テナント名・規模・賃料等、住宅の間取り構成・面積・戸数・販売価格等、建築物の配置・形態・意匠等をはじめ、各応募者が多大なコストと手間をかけて、各社の開発事業に関する経験を踏まえ、持てる知恵を結集して制作した独創的なプランが記されている。これらのプランは、御影工業高校跡地という場所について実施したコンペでは高い評価を得られなかったとしても、他の場所では実現可能性が十分にあり得るものであり、公開されてしまうと、競合する事業者により模倣されたり、対抗策を講じられて計画の利点が失われるといった不利益が生ずるおそれがある。

また、応募者に関する情報のみならず、応募者が建設する商業施設に出店を計画している企業名・店舗形態等の情報も含まれているが、特定の事業者の出店計画が明らかになることは、その後の店舗展開に影響が生じる可能性があるため、テナントとなることを予定していた企業にとっても、企業名が開示されることは予定されていないことである。

さらに、収支計画における資金調達の方法、収益の見通し、どの程度の利益を見込むかは本来各応募者の企業秘密に属することである。収支計画の内容が開示されて、予定していた利益率・利益額が明らかにされることは、今後の価格競争やテナントとの賃料交渉において不利益を生じ、応募者の競争上の地位に重大な影響が生じることになる。

そのほか、会社概要として財務状況を含む企業情報が記載されており、特に非上場企業においては一般に開示されない情報が開示されることにより、応募者の競争上の利益を害するおそれがある。

以上のように、企画提案書に記載されている情報は、まさに各応募者の事業上のノウハウの塊であり、また内部管理に属する秘密として、保護されなければならないものであって、公にすることにより、応募者の公正な競争上の利益が損なわれると認められ、条例第10条第2号アに該当する。

なお、このような事情から、神戸市においては従来から、コンペにおいて落選した提案は公開しない取扱いとしてきたところである。応募した事業者は、落選した場合には応募内容が開示されることはないという神戸市の対応を信頼して応募してきており、

その信頼は保護されるべきである。

- (2) 価格調書は、2位以下の事業者が作成した譲受申出価格調書であり、応募者の提案価格が記載されている。審査においては、この価格に基づいて価格点を算出し、その点数は公表されている。当選者及び次点者以外の応募者の順位は公表していないが、各応募者が記載した価格がわかれば、公表されている価格点と照らし合わせることで、その順位を知ることができる。

応募者の順位が特定されると、たとえその評価が本件に関してのものにすぎないとしても、ある応募者の提案した内容が低い評価を受けたという、通常関係者以外に知られることを望まない事実が公になり、その応募者の企画・提案能力が低いと見られることにもなる。そのため、価格調書を公開することにより、当該応募者の社会的評価、名誉が損なわれると認められ、条例第10条第2号アに該当する。

- (3) 一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであるとされている。そして、公文書の非開示決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきであるとされている(最高裁平成4年12月10日判決)。多種かつ多様な文書の公開請求がなされている情報公開制度において、相当の期間内にその諾否を決することを要求されている状況で、非公開の部分を具体的に明示して、詳細な記載を要求することは難きを強いることであり、その理由付記には自ずから限界が存するといわなければならない。条例に非公開とすることができる情報が具体的に類型化された形で例挙されている場合、非公開文書が条例の当該規定のいずれの号に該当するのか、また、いかなる理由でそれに該当するのか、以上の2点を付記すれば足りると解すべきであるとされている(東京高裁平成3年5月31日判決(横浜地裁平成元年5月23日判決を引用))。

企画提案書に係る処分理由については、条例第10条第2号アに該当することを明らかにするとともに、該当する理由として、「企業の事業上のノウハウ及び内部管理に属する事項であり、公にすることにより公正な競争上の利益が損なわれると認められるため」と記載している。なお、この文書の内容は、改めて述べるまでもなく、応募者の創意工夫によって製作されたプランと、収支・財務情報等企業の内部情報を含むものであって、これらを指して「企業の事業上のノウハウ及び内部管理に属する事項」と記載していることは自明である。このように、いかなる理由で、条例の規定のどの号に該当するから非公開とするのかを明示しているのであるから、処分理由の付記に

欠けるところはない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、

当選者以外の応募者から提出された「企画提案書」の非公開決定処分

譲受申出価格調書に記載された当選者及び次点者以外の応募者の「所在地・応募企業名・代表者名・印影」の非公開決定処分

である。以下検討する。

(2) 当選者以外の応募者から提出された「企画提案書」の非公開決定処分について

ア 本件土地利用事業者募集について

実施機関によると、神戸市立御影工業高校跡地を駅前という立地条件を活かした御影に相応しいまちづくりを行うために、民間活力により豊かな創造性を発揮して、民間主導でこの土地の持つ可能性を最大限に引き出すために本件事業者募集を実施したとしている。

その募集にあたっては、実施機関は御影に相応しいまちづくりを確保するため、まちづくりの基本的考え方を示した土地利用指針やまちづくりの具体的なアイデア等を示した土地利用提案条件を応募者に提示して、本件事業者募集を実施したことが認められる。具体的には、商業施設等と住宅のバランスのとれた配置・構成により賑わい空間を創出するとともに地域全体の活性化に繋がり、既存の周辺商業施設とも共存を図る工夫を求め、施設の建設計画で古き良き御影の面影や、駅前に相応しい景観・デザインに配慮するとともに、駅へのアプローチ、周辺地域も含めた防災、既存の樹木の活用など緑豊かな環境等を求めている。具体的な条件としては、駅前の玄関口に面積 1,000 m²以上の防災機能を持たせた広場を確保すること、商業施設等は賑わいや集客性・利便性に配慮した機能を少なくとも 3,000 m²以上含むこと、住宅は世帯向けを中心とした住戸とし、良質な共同住宅を少なくとも 100 戸以上配置すること等である。

審査会が企画提案書を見分したところ、各企画提案書は「神戸市立御影工業高校跡地土地利用事業者募集要項」に基づき、土地利用計画や事業計画について基本方針を総括した提案趣意書、土地利用計画書（土地利用ゾーニング図、建築・外構計画図、動線計画図、広場整備計画図、青少年の健全育成のためのコミュニケーションスペースの整備計画図、等時間日影図、完成予想図、施工計画）、事業計画書（収支計画等）、事業遂行能力（会社概要）から構成されており、各企画提案書とも概ね 60 頁から 90 頁に及ぶ図書になっている。

イ 実施機関による審査結果の公表等について

実施機関は、御影工業高校跡地事業者選考審査委員会において、事業者から土地利用指針等を踏まえて提出のあった企画提案書をもとに、御影に相応しいまちづくりといった観点から施設内容、建築・外講計画、事業遂行能力、全体のバランスや企画力・独自性等が審査され、同委員会の選考結果に基づき、買受業者を決定したとしている。実施機関としては、仮に当選者が辞退した場合には、次点者が繰上げ当選し、当選者に代わって契約の相手方となるため、審査結果の公表以後、当選者に加えて次点者の応募者名、当選者及び次点者の「提案の概要」「譲受申出価格」「採点結果」「結果の講評」を公開したとしている。

しかし、実施機関は別の公開請求において当選者の企画提案書を部分公開としながらも、本件請求において次点者の企画提案書のすべてを非公開としているが、上記のとおり既に次点者の一定の情報を当選者と同様に公開しているのであるから、次点者の企画提案書を次点者以外の落選者の企画提案書と同列に扱って検討することは適当ではないと考えられる。

よって、次点者と次点者以外の落選者の企画提案書を区分して検討する。

ウ 次点者以外の落選者の企画提案書の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

企画提案書は、当該応募者が日々の企業努力を積み重ねて得た土木設計技術、建築設計技術、不動産業上の経営戦略等を結集して、当該応募者とも多大に労力と経費を費やして作成したものであることが窺える。次点者以外の落選者は、仮に当選者及び次点者が共に事業進出を辞退した場合であっても、繰上げ当選されることはないため、これらの企画提案書が事業実施に活用されることはない。

このようなことを踏まえると、当該応募者としては、このような企画提案書を多大な労力と経費を費やして作成したにもかかわらず採用されなかったことから、当該応募者が自ら活用することもないままに社会に流通していくことは望まないのが通常であると考えられる。また、一般的に、落選者に関する情報を公にするほどに落選者の社会的評価の低下を惹き起こす可能性が否めないことから、慣行としておおよそ落選者の情報を公開しないとする取り扱いがなされているところであり、情報公開制度上においても、この点について一定の配慮を行うことについて不合理であるとはいえない。

したがって、次点者以外の落選者の企画提案書は、公開することにより当該落選者の正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当するため、非公開とした決定は妥当である。

エ 次点者の企画提案書の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

実施機関は、既に「次点者名」、次点者の「提案の概要」「譲受申出価格」「採点結果」

「結果の講評」など一定の情報を当選者と同様に公開しているが、次点者は繰上げ当選すれば採用される地位にあったことから、次点者の情報についても公開の要請が働いたものと解される。

そうすると、次点者に係るこれら一定の情報は、どのような提案内容を基にして評価されているのか、当然に次点者の企画提案書に対する関心は高くなるであろうし、当選者の優位性を説明する責務の観点からも、次点者は当選者と同様の取り扱いを受けざるを得ず、次点者の企画提案書を全部非公開とする理由を見出すことはできない。

したがって、次点者の企画提案書は、当選者と同様に取り扱うべきであり、原則として公開すべきと考える。

そこで、次点者の企画提案書について、非公開情報の存否を個々にみると、まず「提案趣意書」、「土地利用ゾーニング」、「建築・外構計画」、「青少年の健全育成のためのコミュニケーションスペースの整備計画図」、「事業実施の仕組み」において、商業施設等の事業参加を予定していた「法人名」が記載され、当該法人の「事業参画申込書」及び「合意書」が添付されているが、どの法人がどのような事業参加を目論んでいたかという情報は、当該法人の経営戦略上の情報であり、かつ民間事業者間の取引に関する情報といえる。このような情報は、当該法人にとって秘匿したい情報であるとみるのが相当であり、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

つぎに、「収支計画書」には、初期投資や資金調達、賃貸事業収支・マンション分譲収支・投資利益率、開業後10年間の長期収支見込、資金収支・キャッシュフロー等が記載されている。これらの情報は当該法人の経営戦略上の情報及び財務経理に関する情報である。応募者がどのようにして資金調達をし、どのぐらいの投資を行い、どの程度の利益を目論んでいたかという情報は、当該法人にとって秘匿したい情報であるとみるのが相当であり、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上のとおり、次点者の企画提案書に記載された情報のうち、商業施設等の事業参加を予定した「法人名」、「事業参画申込書」、「合意書」及び「収支計画書」については、条例第10条第2号アに該当することから非公開が妥当であるが、その余の部分については公開すべきである。

- (3) 譲受申出価格調書に記載された当選者及び次点者以外の「所在地・応募企業名・代表者名・印影」(以下「本件応募者情報」という。)の条例第10条第2号アの該当性について

実施機関によると、価格調書は、神戸市立御影工業高校跡地土地利用事業者募集に係る応募者から土地の譲受価格を提示した文書であるとしている。実施機関としては、本件請求に対して本件応募者情報を非公開とする部分公開決定を行ったが、本件応募者情報が公開され、どの応募者がどのような価格を提案したかが明らかになると、審査結果の記者発表資料に記載された価格点の比率から、あるいは既に公開している「審査集計シート（二次）」の記載内容から、次点者以外の落選者の個別の順位や得点が明らかになるとしている。実施機関としては、次点者以外の落選者のそれぞれの順位や得点は、公にすることにより当該落選者の社会的評価が損なわれると認められることから非公開としている。

そこで、次点者以外の落選者の個別の順位及び得点が非公開情報に該当するのか否かについてであるが、各落選者がどのような評価を受けて落選したかという情報は、通常競合他社には知られたくない情報であり、秘匿したい情報であると考えられる。また、これらの評価が明らかになると本件コンペの提案に対する評価にとどまらず、当該法人の企画能力、技術力、並びに事業遂行能力など、社会的評価に影響を与えるおそれがあることは否定できない。

したがって、本件応募者情報を公にすると、既に公になっている他の情報と組み合わせることによって次点者以外の落選者の評価が明らかになり、当該落選者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本件応募者情報は条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 20 年 2 月 7 日	-	* 諮問書を受理
平成 20 年 3 月 12 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 20 年 4 月 10 日	-	* 申立人から意見書を受理
平成 20 年 5 月 19 日	第 217 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成 20 年 7 月 14 日	第 219 回審査会	* 審議
平成 20 年 8 月 8 日	第 220 回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成 20 年 9 月 12 日	第 221 回審査会	* 審議
平成 20 年 10 月 28 日	第 222 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成 20 年 11 月 17 日	第 223 回審査会	* 審議
平成 20 年 12 月 25 日	第 224 回審査会	* 審議